

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【事業年度】	第3期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)
【会社名】	サノヤスホールディングス株式会社
【英訳名】	Sanoyas Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上田 孝
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目3番23号
【電話番号】	大阪(06)4803-6161(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 多田 勤
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目3番23号
【電話番号】	大阪(06)4803-6161(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 多田 勤
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

b

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月24日に提出いたしました第3期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）有価証券報告書の添付書類のうち定款に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

添付書類

定款

第4章 取締役および取締役会

（社外取締役との間の責任限定契約）

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

添付書類

定款

第4章 取締役および取締役会

（社外取締役との間の責任限定契約）

[訂正前]第28条 当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

[訂正後]第23条 当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。